

2 利用手続き

先端医療研究センターの装置・設備の利用手続きは共同利用に関する内規（19頁）および以下の取扱要領に基づいて行う。

（1）先端医療研究センターの装置・設備を利用する者は、所定の利用申請書（23頁参照）に必要事項を記入の上、装置・設備管理責任者に提出する。

1）登録の有効期限は各年度末とする。

2）継続申請とは、年度内または年度を継続して、同一研究テーマで利用する場合に適用する。

3）大学院生等については、職名欄に通常用いる身分等を記載する。

（2）利用申請書の受付けおよび審査は、利用装置・設備の申請内容に応じて、当該研究装置・設備を管理する講座の所属長と装置・設備管理責任者が協議または分担して行い、承認する。

1）学外利用者については、当該研究装置・設備を管理する講座の所属長と設備・装置管理責任者が協議の上、審査・承認する。

2）当センター利用経験者については、過去の利用結果報告書の提出を確認した上で、承認する。

3）同一研究テーマで複数の利用者が申請する場合は、代表者のみが実験概要を記載し、共同利用者は、実験概要欄に「代表者 に同じ」と記載する。

（3）承認後、センター長の決裁を受け、原本は学務課が保管する。申請者ならびに当該設備・装置の管理責任者はそれぞれコピー1部を手元に保管する。